

主文

本件再審査請求を棄却する

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、うつ病(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成○年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件請求期間①」という。)について同年○月○日(受付)に、また、同年○月○日から同月○日までの期間(以下「本件請求期間②」といい、「本件請求期間①」と併せて、「本件請求期間」という。)について同年○月○日(受付)に、それぞれ全国健康保険協会○○支部長(以下「支部長」という。)に対し、労務不能であったとして傷病手当金の支給を申請した。
- 2 支部長は、請求人に対し、本件請求期間①については平成○年○月○日付で、また、本件請求期間②については同月○日付で、不支給理由として、いずれも、「法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるため。平成○年○月○日まで受給されていた傷病の関連継続と認められるため。法定満了日は平成○年○月○日です。」という理由により、本件請求期間について傷病手当金を支給しない旨の2つの処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。
- 4 なお、請求人は、開眼失明、眼瞼痙攣、心身症(以下、これら各傷病を、「既決傷病」という。)の療養のため、平成

○年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「本件受給期間」という。)について、労務不能であったとして傷病手当金の支給を受けていた。

第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する」と定めており、また、同条第2項は「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする」と規定している。
- 2 本件の場合、法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるという理由により傷病手当金を支給しないとした原処分に対し、請求人は、本件請求傷病と既決傷病は全く別の傷病であると主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間に係る本件請求傷病は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間について、傷病手当金の受給対象となっていた既決傷病と同一疾病又はこれにより発した疾病(以下、便宜上「同一関連傷病」という。)と認められるかどうかである。
- 3 同一関連傷病かどうかについて判断する。
同一関連傷病については、国民年金法及び厚生年金保険上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされ、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこれに依拠するのが相当であるとする「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」が定められているが、その「第1 一般的事項」の解説によれば、同一関連疾患かどうか、すなわち、相当因果関係があるとは、あ

る行為（事象）からそのような結果が生じるのが経験上通常である場合に、ある行為（事象）とその結果には因果関係がありとされ、そのような考え方の上にたつて、前の疾病がなかったならば後の疾病がおこらなかったであろうと認められる場合は、相当因果関係ありとみて前後の傷病は同一傷病として取り扱われるとされている。

本件についてこれを見るに、請求人に係る健康保険傷病手当金支給申請書の療養担当者が意見を記入するところ欄（a病院・A医師作成の平成〇年〇月〇日付本件請求期間①にかかるもの及び同医師作成の同月〇日付本件請求期間②にかかるもの）によれば、療養の給付開始年月日（初診日）は「平成〇年〇月〇日」、傷病名は「うつ病」、労務不能と認めた期間は、それぞれ、本件請求期間①及び本件請求期間②とされた上で、当該期間中における「主たる症状および経過」は、いずれも、「不安・焦燥・集中力低下あり。」、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、それぞれ「集中力低下、易疲労性などから、就労は困難であった。」、「症状のために就労は困難であった。」とされ、請求人に係るa病院作成の診療報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までのもの、ただし平成〇年〇月分及び同年〇月分を除く）によれば、請求人は、うつ病、不安神経症のために、診療開始日である平成〇年〇月〇日から、ほぼ毎月かさず、a病院を受診して、通院精神療法を受けており、また、請求人に係る調剤報酬明細書（b薬局B作成の平成〇年〇月分、c薬局d店作成の平成〇年〇月分から同年〇月分まで、同年〇月分から平成〇年〇月分までのもの）によれば、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、うつ病、うつ状態に保険適用を有するセロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬のサインバルタカプセルの処方を受けていることが認められる。

そうして、本件受給期間から本件請求期間までの請求人に係る本件請求傷病及び既往傷病に関連する臨床経過をみると、請求人に係る診療報酬明細書（e病院作成の平成〇年〇月分及び平成〇年〇月分、f病院作成の平成〇年〇月分、g病院作成の同年〇月分、h病院作成の同年〇月分）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日から眼筋型重症筋無力症、同年〇月〇日から片頭痛、ビタミン欠乏症、体力低下の傷病名でg病院を、また、平成〇年〇月〇日からは、うつ病のためにe病院を受診し、標準型精神分析療法を受けており、i薬局作成の請求人に係る調剤報酬明細書（平成〇年〇月分）によると、選択的セロトニン再取り込み阻害作用を有する抗うつ薬であるジェイゾロフト錠による薬物療法を受けていたが、平成〇年〇月〇日のe病院受診時に、傷病名は「双極性感情障害」と変更されている。また、平成〇年〇月〇日からは、両眼瞼痙攣、両外斜視、両近視性乱視の診断で、f病院を受診し、同年〇月〇日から、不安神経症の傷病名で、h病院を受診している。さらに、j病院作成の請求人に係る診療報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までのもの、ただし平成〇年〇月、同年〇月分、平成〇年〇月分、同年〇月分、同年〇月分を除く）をみると、請求人は、平成〇年〇月〇日よりうつ病で、また、同年〇月〇日からは抑うつ神経症、平成〇年〇月〇日からは、再びうつ病で、平成〇年〇月〇日からは心身症、平成〇年〇月〇日からは身体表現性障害の傷病名で診療開始されており、平成〇年〇月〇日からは眼瞼痙攣、平成〇年〇月〇日からは開眼失行の新たな傷病名が加わり、それ以降も継続して受診していることが認められる。

また、請求人に係る診療報酬明細書（k病院作成の平成〇年〇月分、l病院作成の平成〇年〇月分、m病院（以下「m病院」という。）作成の平成〇年〇月分、n病院作成の平成〇年〇月分、o病院作成の平成〇年〇月分、p病院作成の平成〇年

○月分、q 病院作成の平成○年○月分)によれば、請求人は、平成○年○月○日に眼瞼痙攣のためにk 病院を受診し、ボトックスを用いた神経ブロック（眼瞼痙攣の治療）を受け、同年○月○日には、メイジ症候群の疑い（注：両側顔面けいれん）のためにl 病院を受診、同年○月○日には、眼瞼痙攣のためにm 病院を受診し、また、平成○年○月○日には、眼瞼痙攣のためにn 病院を受診、同年○月○日には、うつ病等の傷病名でo 病院を受診、平成○年○月○日には、神経症、うつ病の疑いのためにp 病院を受診、平成○年○月○日には、適応障害のためにq 病院を受診し、通院精神療法を受けているものの、それ以降は、上記認定のとおり、主としてj 病院及び、a 病院の2つの医療機関において、毎月定期的に通院し、加療を受けていることが認められる。

以上のような臨床経過から、請求人は、平成○年○月○日からうつ病、同年○月○日から抑うつ神経症、平成○年○月○日からは心身症、平成○年○月○日からは身体表現性障害の傷病のために、複数の医療機関を継続して受診しているが、平成○年○月○日から眼瞼痙攣を、平成○年○月○日から開眼失行を、それぞれ生じている。すなわち、請求人は、「うつ病」、「双極性感情障害」、「抑うつ神経症」、「心身症」、「身体表現性障害」など、その時期により、受診した医療機関ないしは診療科により、異なった傷病と診断され、治療を受けていたが、これらの傷病は、相互に相当因果関係を有する傷病であり、特に、本件請求傷病のうつ病と既決傷病の心身症は同一関連傷病と認められ、当該傷病の症状は、本件受給期間終了後から本件請求期間開始日まで一貫して認められる。そうして、眼瞼痙攣、開眼失行は、うつ病が基盤にあり、うつ病に起因して表出した身体的症状と認められ、うつ病の増悪に関連して身体症状やそれらに起因する日常生活・社会生活での阻害要因となっている。

さらに、医学的な観点からみると、脳の画像診断などで異常の認められない眼瞼痙攣、開眼失行は、いわゆる運動麻痺、運動失調、不随意運動など運動障害が認められないにもかかわらず、開眼・閉眼などの随意運動ができない状態で、身体の一部に局限して現れる失行である。そうして、それら随意運動を司る神経支配には異常がないのに、運動が拙劣となり、経験的に習得され、熟知した運動が不可能になる現象である。このような障害は、ストレス、緊張、不安など精神状態によって著しく影響を受け、その症状はうつ病などの精神症状に強く依存する。言い換えれば、既決傷病の各傷病は、本件請求傷病のうつ病、抑うつ神経症など神経症に起因する身体症状と認めることができ、このような精神・身体症状は、心身症と診断されている。本件受給期間から本件請求期間まで、請求人は、うつ病、抑うつ神経症が持続し、その経過中に、既決傷病である開眼失行、眼瞼痙攣による症状を生じ、心身症が持続していたと考えることができる。

このように考えると、請求人は、本件受給期間から本件請求期間までうつ病、うつ状態が継続していただけてではなく、うつ病、うつ状態による身体症状の開眼失行、眼瞼痙攣が生じていたのであるから、既決傷病と本件請求傷病は、相当因果関係のある同一関連傷病と認めるのが相当である。

なお、社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病が継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる「社会的治癒」があったと認められる場合は、再発として取り扱われるものとされている。そして、いわゆる「社会的治癒」と認め得る状態としては、相当の期間にわたって医療（予防的医療を除

く。)を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。本件の場合、本件受給期間終了日翌日の平成〇年〇月〇日から本件請求期間開始日前日の同年〇月〇日まで、3か月にすぎず、仮に、この3か月間、請求人が通常の勤務に服していたことが認められるにしても、症状の著明な時期と症状の消失する時期を周期的に繰り返し、その変動周期が、時には年余にわたることも稀ではない本件請求傷病の疾患特異性を考えると、この3か月間をもって、これを相当の期間と認めることはできず、当該3か月をもって、いわゆる「社会的治癒」があったと認めることはできない。

- 4 以上みてきたように、本件請求期間に係る本件請求傷病は、既に傷病手当金の支給対象となった既決傷病と同一傷病又はこれにより発した疾病であると認められ、本件請求期間に至るまでにいわゆる「社会的治癒」と認められる期間もないことから、本件請求期間について、法定給付期間（1年6か月）を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとした原処分は妥当であり、本件裁定請求は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。